

免許申請～免許証の受け取りまでの流れと注意点について

申請から免許証受け取りまでの流れについては次のとおりです。

- ①免許申請受付後、各保健所から県庁を通じて国に書類を送付
- ②国が資格者として登録後、登録済証明書を申請者あてに郵送又はオンライン発行
- ③免許証ができあがり次第、国から県庁を通じて受付した保健所に送付
- ④受付した保健所から免許証の受領を依頼するハガキを申請者あてに送付
- ⑤受付した保健所窓口にて免許証を受け取り

登録済証明書のオンライン発行(薬剤師は非対応)

薬剤師以外の資格は、厚生労働省のホームページで登録済証明書のオンライン申請及び発行が可能となりました。従来通りのハガキでの発行も可能ですが、オンラインでの発行を積極的にご活用ください。

こちらのQRコードがオンライン申請のページです。→



よくあるお問い合わせをQ&Aとしてまとめましたのでご確認ください。

特にQ2～Q5についてのお問い合わせが多く、その対応により業務に支障をきたしています。お問い合わせの前に、以下のQ&Aをよく確認していただきますようお願いします。

Q1. 免許申請をした時点で資格者として働けますか？

A 1. 国の資格者名簿(籍)に登録されるまでは資格者の業務は行えません。
登録番号、登録年月日については免許証または登録済証明書に記載されます。

Q2. 申請をしてから、どれくらいの期間で免許証を受け取れますか？

A 2. 免許申請から概ね3～4か月程度が目安となっていますが、状況によっては時間がかかる場合があります。免許証がいつ受け取れるかについて、保健所ではわかりません。
受付した保健所から免許証の受領を依頼するハガキが送付されるまでお待ちください。

Q3. 登録済証明書はいつごろとどきますか？

A 3. 概ね1～2か月ほどで、登録番号が記載された登録済証明書が国から直接送付又はオンライン発行されます。

申請登録時期、登録済証明書が発送される時期、免許証が保健所に届く時期については、保健所でもわかりませんので、ご回答できません。

どうしても確認が必要な場合は、厚生労働省の免許係へ直接ご確認ください。

TEL:03-5253-1111 内線2576(薬剤師以外の資格者)、内線2715(薬剤師)

※受験地、受験番号を申し出る必要がありますので、合格証書等をご用意ください。登録番号は回答できないとのことです。

Q4. 登録済証明書が国から送られてきました。免許の受け取りに行ってもいいですか？

A 4. 登録済証明書が送付又はオンライン発行された時点では免許証は保健所に届いていません。
また、免許証がいつとどくか、保健所ではわかりません。
受付した保健所から免許証の受領を依頼するハガキが送付されるまでお待ちください。

Q5. 登録済証明書の有効期限を過ぎたらどうなりますか？免許証がまだもらえてません。

A 5. 登録済証明書には、有効期限として「証明日から2か月間」と記載されている資格がありますが、免許証の交付時期は、その年の混雑状況により、2か月を過ぎる場合があります。2か月を過ぎた場合でも、資格者名簿(籍)に登録された時点で資格者としてみなされますので、その業務を行うことに支障はありません。

Q6. 免許証は郵送されますか？

A 6. 郵送はしていません。受付した保健所窓口で直接受け取ってください。

Q7. 申請後、引越しをする予定ですが登録済証明書等はどうなりますか？

A 7. 郵便局への転送の手続きを行い、郵送物を確実に受け取れるようにしてください。

Q8. できあがった免許証を保健所に取りに行くのは、代理人でも可能ですか？

A 8. 免許証の受け取りは原則として申請者本人のみとなります。